

西予市人権に関する市民意識調査

報 告 書



令和5年3月

西 予 市 人 権 啓 発 課
愛媛県人権教育協議会西予支部

はじめに

西予市は、差別のない、真に人権が尊重されるまちづくりを目的に、西予市人権尊重のまちづくり条例を制定し、不当な差別や偏見を解消し、明るく住みよいまちをつくることを目的とした人権・同和教育を推進しています。

また、人権問題を解決していくための施策及び啓発活動を推進するために、平成19年から5年ごとに市民意識調査を実施しています。今回、4回目となる調査の回答結果を分析し、考察を加えて報告いたします。時代や環境の変化に伴う関心の変化も見られます。この報告書が、人権・同和教育の指導者や関係者の方々に活用されることを期待します。

令和5年3月

愛媛県人権教育協議会西予支部長（西予市長） 管家 一夫
西予市人権に関する市民意識調査検討委員会

目 次

I	調査の概要	2
II	調査の結果と分析	3
問 1・2	回答者の属性	3
問 3	人権侵害に関すること	4
問 4	様々な人権分野への関心	5
問 5	女性に関する人権問題	7
問 6	子どもに関する人権問題	9
問 7	子どものいじめ問題の解決策	9
問 8	高齢者に関する人権問題	11
問 9	障がいのある人に関する人権問題	12
問 10	ハンセン病に関する人権問題	13
問 11	外国人に関する人権課題	14
問 12	インターネット等に関する人権問題	15
問 13	性のあり方に関する人権問題	16
問 14	部落差別を知ったきっかけ	16
問 15	部落差別に関する人権問題	17
問 16	部落差別問題の解決策	17
問 17	部落差別解消推進法の認知度	18
問 18	障害者差別解消法の認知度	18
問 19	ヘイトスピーチ解消法の認知度	18
問 20	自由記述	19
III	まとめ	27
	参考資料	31

I 調査の概要

- 1 調査主題 西予市人権に関する市民意識調査
- 2 調査目的 西予市民の人権に関する考え方を把握し、人権啓発活動や人権・同和教育の在り方等、今後の人権・同和教育に関する施策を推進するうえでの基礎資料とする。
- 3 調査設定
 - 1) 調査地域 西予市全域
 - 2) 調査対象 市内に居住する中学生以上の男女
 - 3) 調査対象者数 1,750人
 - 4) 抽出方法 10歳代(中学生以上)、20歳代、30歳代、40歳代、50歳代、60歳代、70歳代以上に分け、住民基本台帳から年代ごとに250人ずつ無作為抽出
 - 5) 調査方法 配布方法は、郵送
回収方法は、郵送またはWebアンケート
 - 6) 調査時期 令和4年11月1日～11月25日
- 4 調査内容
 - 問 3 人権侵害に関すること
 - 問 4 様々な人権分野への関心
 - 問 5 女性に関する人権問題
 - 問 6 子どもに関する人権問題
 - 問 7 子どものいじめ問題の解決策
 - 問 8 高齢者に関する人権問題
 - 問 9 障がいのある人に関する人権問題
 - 問 10 ハンセン病に関する人権問題
 - 問 11 外国人に関する人権課題
 - 問 12 インターネット等に関する人権問題
 - 問 13 性のあり方に関する人権問題
 - 問 14 部落差別を知ったきっかけ
 - 問 15 部落差別に関する人権問題
 - 問 16 部落差別問題の解決策
 - 問 17 部落差別解消推進法の認知度
 - 問 18 障害者差別解消法の認知度
 - 問 19 ヘイトスピーチ解消法の認知度
 - 問 20 自由記述
- 5 回収結果
 - 回収数 715
 - 回収率 40.9%

6 その他

項目ごとに回答者数（あるいは分類別回答者数）を示している。回答率は回答者数を基礎に算出して、小数点第2位を四捨五入したものである。

設問中に「当てはまるもの全て選んでください」とある場合は、1人の回答者が複数選択しているため、各項目の数値が合計100%にはならない。

前回の調査で、性別、地区について未回答者があったことから、回答したくない人がいる可能性を考慮し、「回答しない」という選択肢を設けたところ、性別で4人、地区で13人が選択した。

II 調査の結果と分析

問1・2

回答者の性別構成 単位：人

	抽出数	回答者数	回収率
男	890	329	37.0%
女	860	378	44.0%
回答しない	-	4	
不明	-	4	
計	1,750	715	40.9%

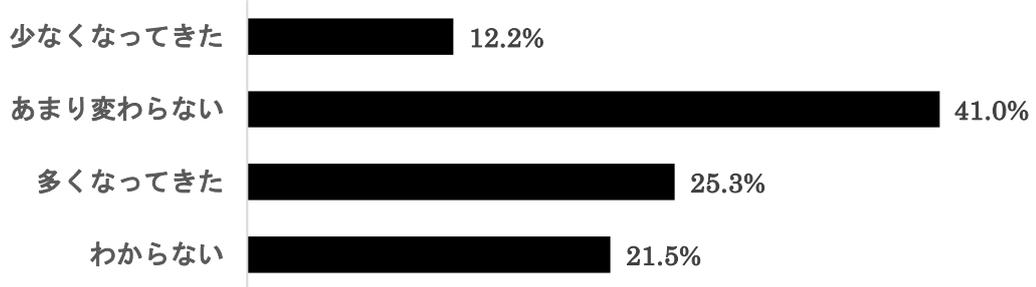
回答者の地区別構成 単位：人

	抽出数	回答者数	回収率
明浜地区	121	48	39.7%
宇和地区	854	345	40.4%
野村地区	365	159	43.6%
城川地区	98	40	40.8%
三瓶地区	312	110	35.3%
回答しない	-	13	-
計	1,750	715	40.9%

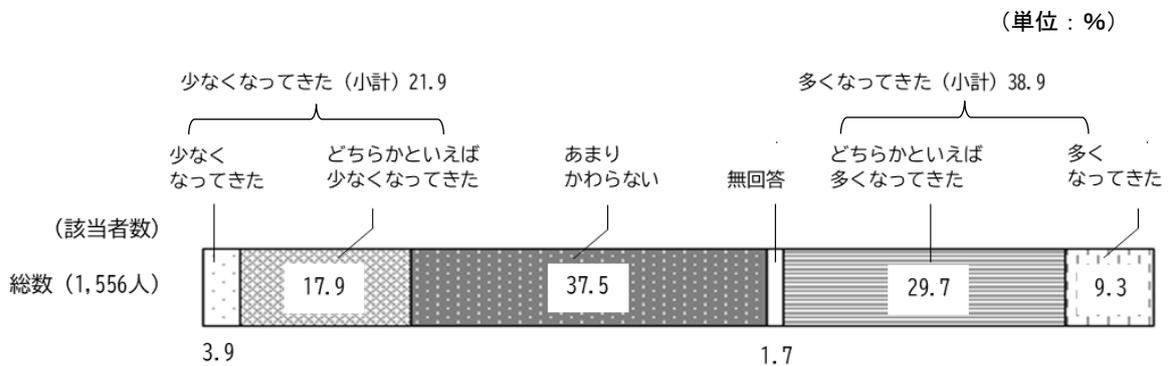
回答者年代別構成 単位：人

回答者 年代	男性			女性			性別不明			合計		
	抽出数	回答者数	回答率	抽出数	回答者数	回答率	抽出数	回答者数	回答率	抽出数	回答者数	回答率
10歳代	134	30	22.4%	116	40	34.5%	-	1	-	250	71	28.4%
20歳代	132	32	24.2%	118	31	26.3%	-	1	-	250	64	25.6%
30歳代	128	38	29.7%	122	59	48.4%	-	0	-	250	97	38.8%
40歳代	127	34	26.8%	123	53	43.1%	-	0	-	250	87	34.8%
50歳代	117	53	45.3%	133	55	41.4%	-	1	-	250	109	43.6%
60歳代	137	73	53.3%	113	66	58.4%	-	0	-	250	139	55.6%
70歳代	115	68	59.1%	135	74	54.8%	-	1	-	250	143	57.2%
年代不明	-	1	-	-	-	-	-	4	-	-	5	-
	890	329	37.0%	860	378	44.0%	-	8	-	1,750	715	40.9%

問3 新聞やテレビなどで「人権問題」とか「人権が侵害された」というニュースが報道されています。あなたは、この5～6年の間に人権が侵害されるようなことは、どうなっていると思いますか。



《参考資料》人権擁護に関する世論調査（令和4年8月内閣府調査）



《過去の意識調査回答推移》

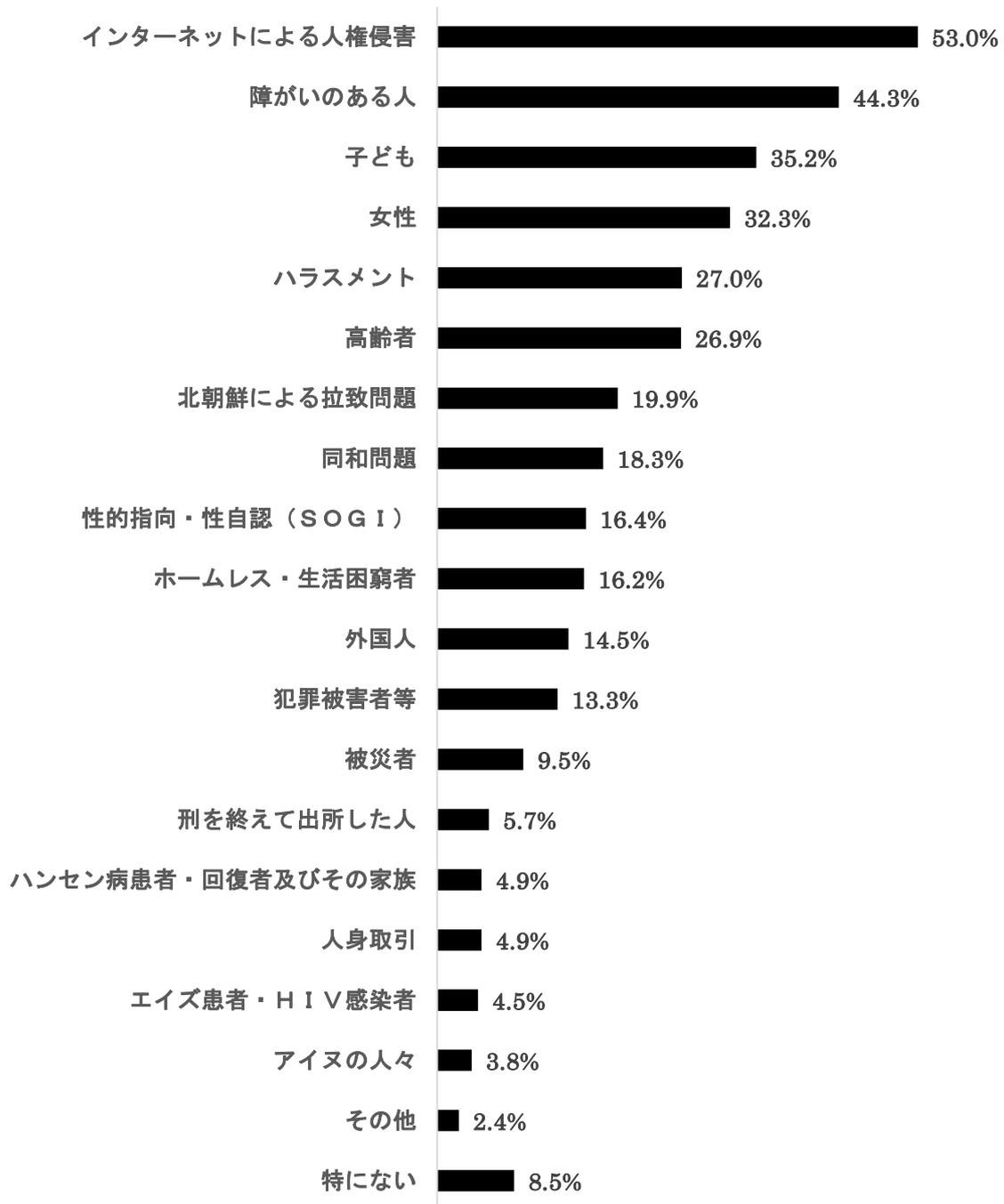
(単位：%)

回答	H24	H29	R4
少なくなってきた	25.1	15.4	12.2
あまり変わらない	45.3	45.0	41.0
多くなってきた	13.3	22.2	25.3
わからない	12.5	14.9	21.5
無回答	3.8	2.5	-

「少なくなってきた」は、調査ごとに減少し12.2%となった。「あまり変わらない」もわずかだが減少傾向にあり41.0%だった。逆に「多くなってきた」と感じる人は増加傾向となり25.3%となった。マスコミ等でも人権に関する事案が取り上げられることが多くなっていることもあり、人権侵害は増加していると感じる人が増えてきているのではないだろうか。

内閣府の調査結果は参考資料のとおり、「少なくなってきた」が21.9%に対し「多くなってきた」は38.9%となっている。

問 4 今の社会には、人権にかかわるいろいろな問題がありますが、あなたが、関心をおもちの分野は何ですか。（複数選択）



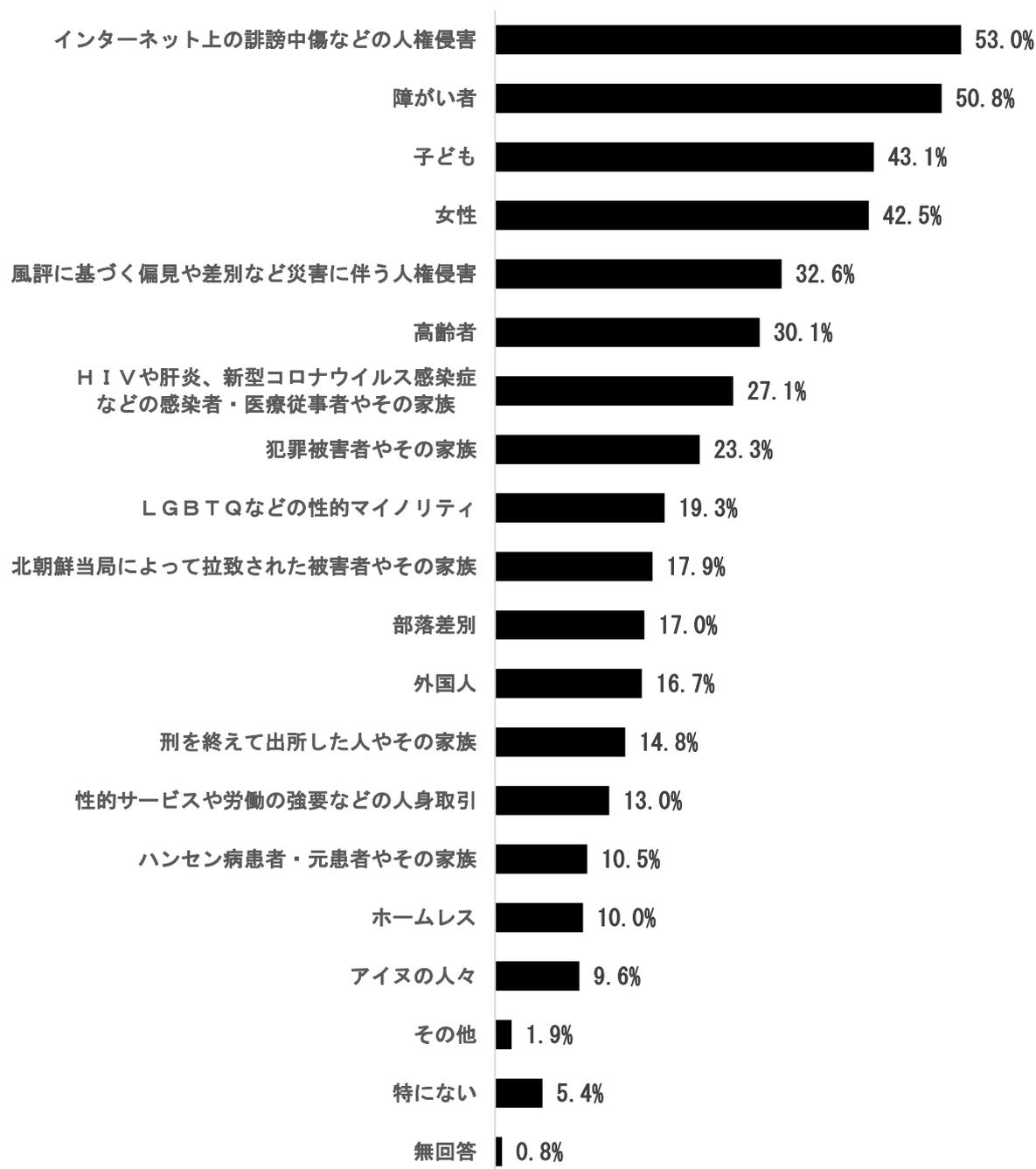
関心が高い順に「インターネットによる人権侵害」、「障がいのある人」、「子ども」、「女性」となっている。今年度から選択肢となった「ハラスメント」にも関心が高く、「高齢者」と同等となっている。

前回と比較してほとんどの項目で割合が増えており、選択肢を限定せずに複数選択可としたことによる結果だと思われる。逆に割合が減っているものは「障がいのある人」と「北朝鮮による拉致問題」の2つとなっている。割合の増減はマスメディアの影響や政治のあり方等を反映しており、市民にとって身近な問題かどうかで、関心の度合いが変化するようである。

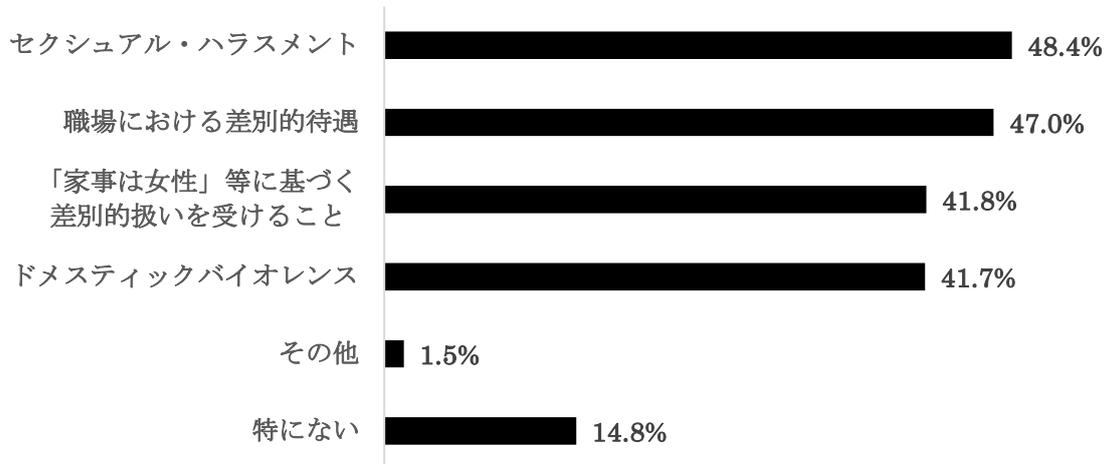
「同和問題」は18.3%を占めている。部落差別解消法が施行されて6年が過ぎたが、周知や啓発、教育の継続した取り組みの成果が問われる。「ホームレス・生活困窮者」への関心が大きく増加しているが、身近な話題として取り上げられることが多く、その影響によるものであろう。

人権問題は多様になってきており、情報提供や学習を効果的・継続的に行うことでさらに関心を高めていくことが大切である。参考資料として、国の調査結果も以下に掲載する。

《参考資料》人権擁護に関する世論調査（令和4年8月内閣府調査）



問5 あなたは、女性に関し、現在どのような人権問題が起きていると思いますか。(複数選択)

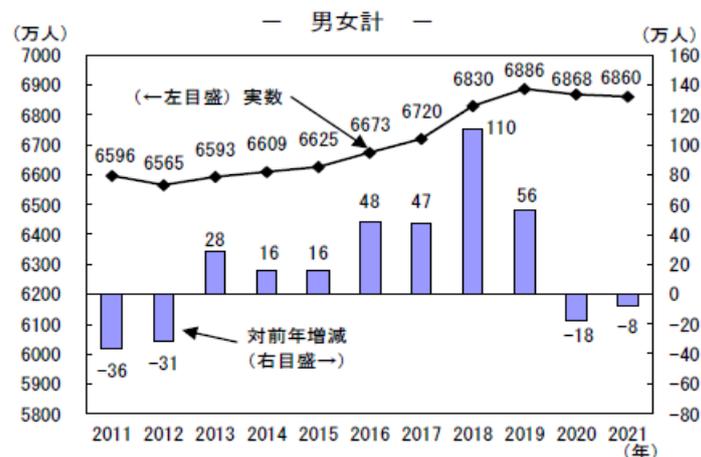


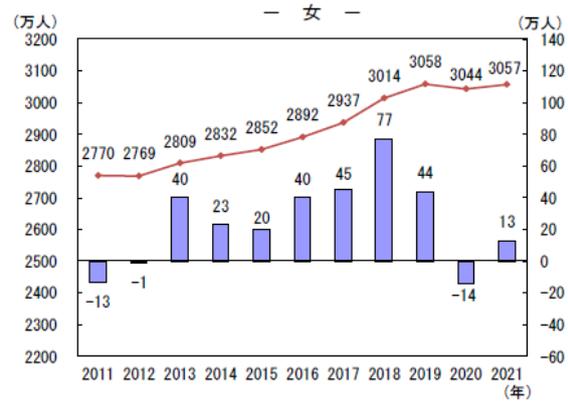
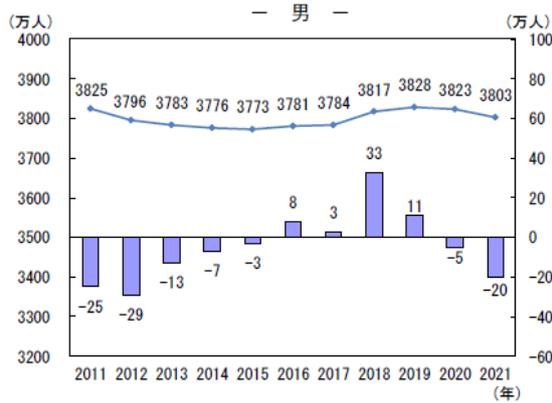
「セクシュアル・ハラスメント」48.4%、「職場における差別的待遇」47.0%の回答が多かった。女性の労働力人口は3,057万人で、労働力人口総数に占める女性の割合は44.6%にあたる。(総務省統計局「令和3年労働力調査年報」)。男女雇用機会均等法が施行されて35年以上たった今でも、男女の雇用状況は平等とはいえない。男女間の所定内給与額の格差は、男性の給与水準を100としたとき、女性の給与水準は75.2となる。常用労働者100人以上を雇用する企業の労働者のうち、役職者に占める女性の割合を役職別に見ると、令和3年は、係長級20.7%、課長級12.4%、部長級7.7%で、上位の役職ほど女性の割合が低い。(内閣府「令和4年版男女共同参画白書」)。

近年では、女性の就業率が増加してきた一方で、職場内におけるハラスメントにも注目が集まっている。なかでも、アンコンシャス・バイアス(無意識の偏見)は、自分自身が気づいていない言動を指す言葉であり、軽率なハラスメントが発生していることも懸念事項である。

《参考資料》令和3年労働力調査年報(総務省統計局)

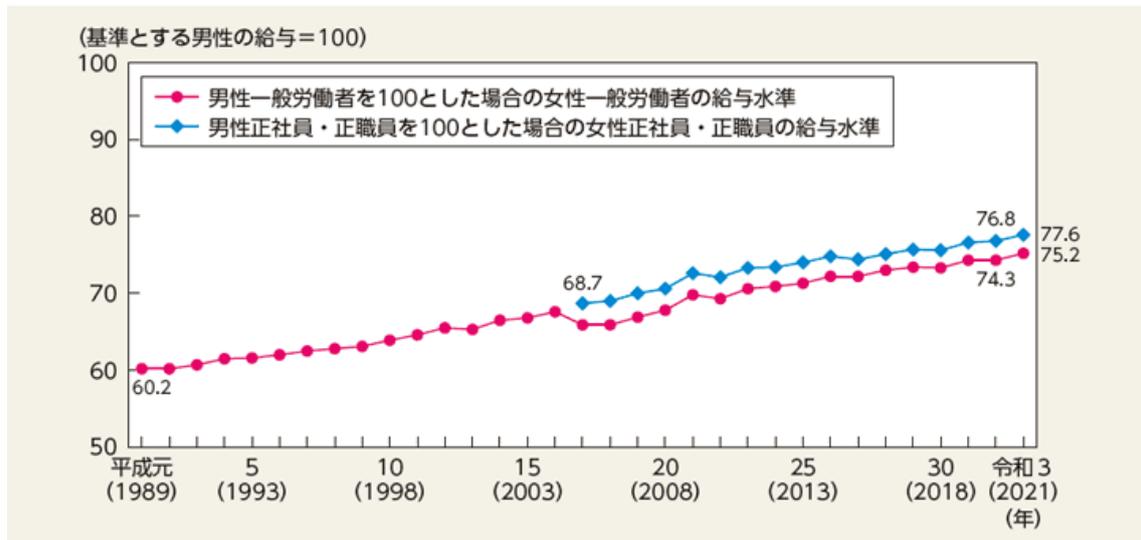
図I-1 労働力人口の推移



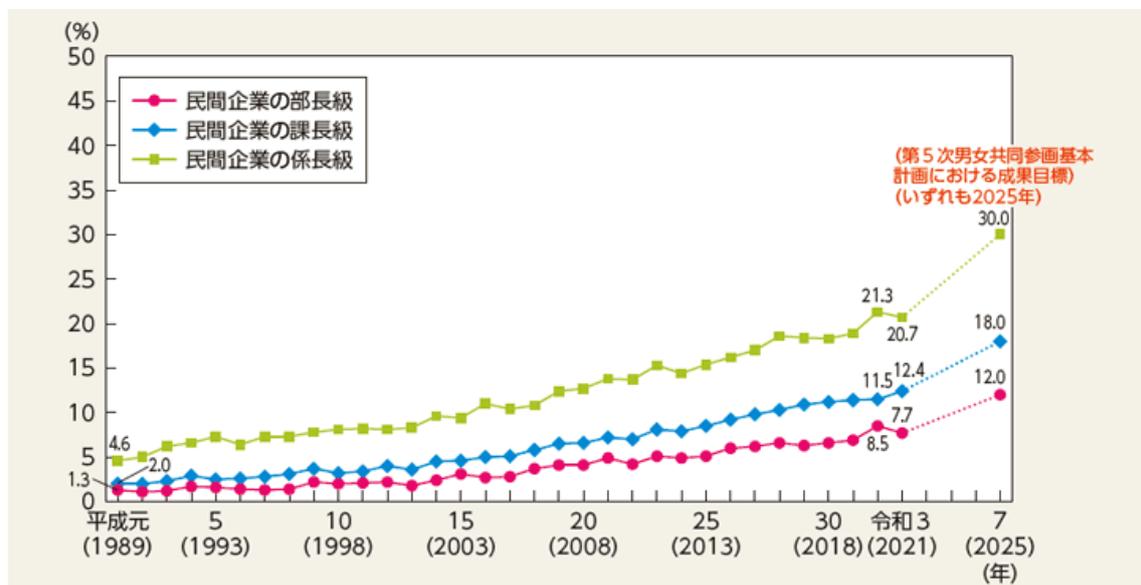


《参考資料》男女共同参画白書令和4年版（男女共同参画局）

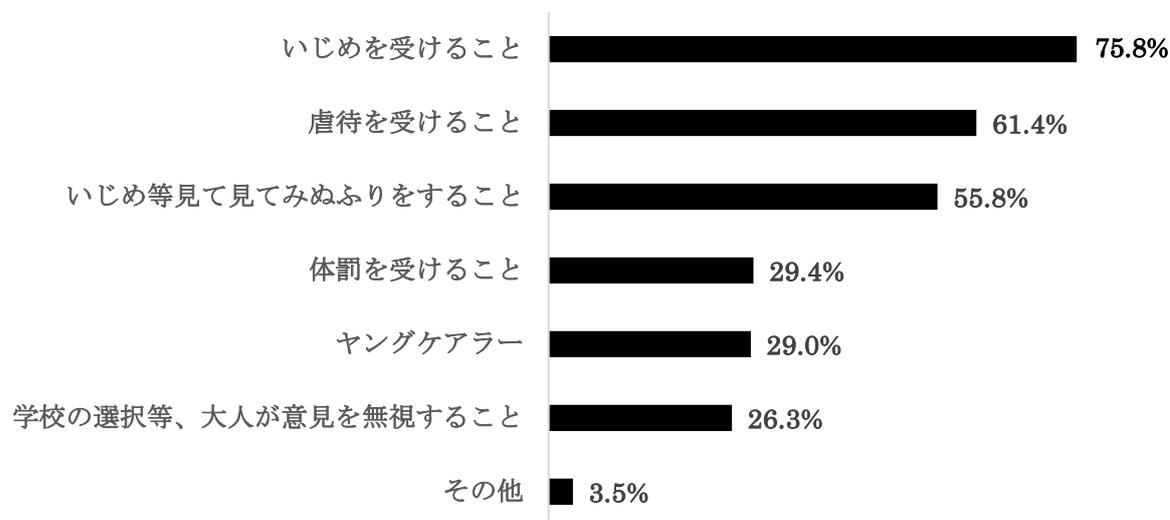
男女間所定内給与格差の推移



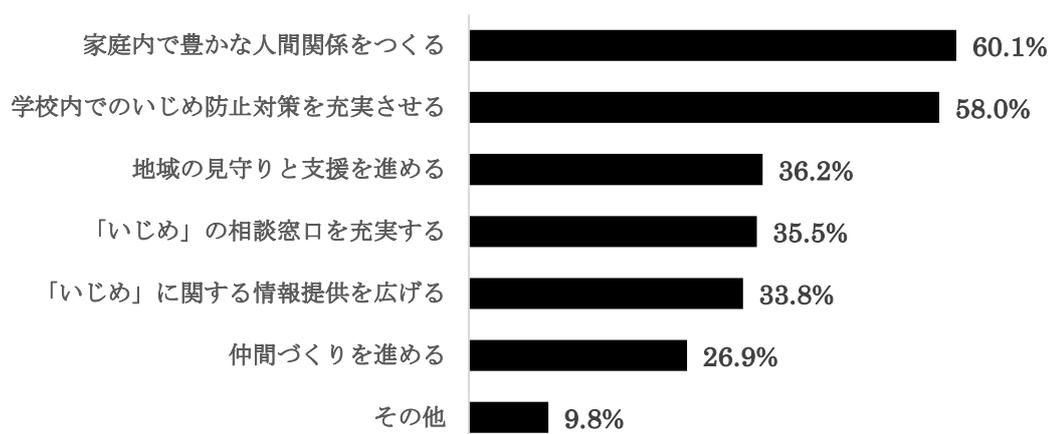
民間企業の雇用者の各役職段階に占める女性の割合の推移



問6 あなたは、子どもに関し、現在どのような人権問題が起きていると思いますか。(複数選択)



問7 子どもの「いじめ」が問題になっています。解決するために、あなたはどうすればよいと思いますか。(複数選択)



**《参考資料》1,000人あたりのいじめ認知件数（令和3年度文部科学省）
児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果**

	認知件数	1,000人あたり
全国	615,351件	47.7件
愛媛県	1,782件	12.8件

問6の子どもに関する人権問題では、「いじめを受けること」75.8%、「虐待を受けること」61.4%、「いじめ等を見て見ぬふり」55.8%が前回同様に上位を占めている。回答率からも「いじめ」が依然として大きな社会問題であると受け止められていることが分かる。回答率が上がったのが「体罰を受けること」

であり、前回の 11.7%より大幅に増加し、29.4%となっている。今回新たに加えられた設問の「ヤングケアラー」は 29.0%であり、初めて数値として関心の高まりを把握することができた。子どもの人権問題が、家庭内外問わず懸念されていることが分かる。

問7では、「いじめの解決」について調査した。「家庭内で豊かな人間関係をつくる」が 60.1%で最も多く、次に「学校内でのいじめ防止対策を充実させる」が 58.0%であった。いじめは学校現場の役割以上に、家庭内環境の人間関係が影響している、と思っている人が多い結果だった。

「いじめ」の相談窓口充実については、法務省が開設する「子どもの人権 110 番」が全国的に主要な相談場所となっている。いじめは子どもの人権上の大きな課題であり、いじめを理由とした自殺者も確認されている。いじめが発生する前に、周囲が気づくことが重要となる。家庭や学校だけでなく、地域の見守りなど、子どもを守るための包括的な体制を整えることが必要である。



「子どもの人権 110 番」
相談窓口ポスター

《参考資料》児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議

(令和2年度) (第1回)

【参考資料4】令和2年 児童生徒の自殺者数に関する基礎資料集

過去11年の児童生徒の原因・動機別自殺者数の推移 ～学校問題～

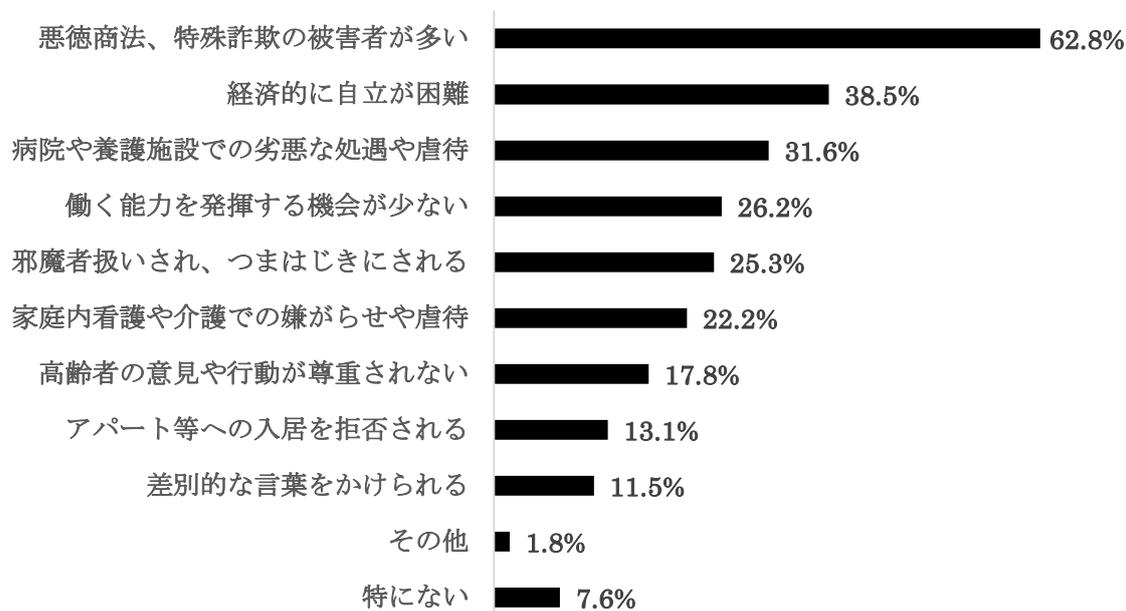
児童生徒(小・中・高)

(単位:人)

学校問題	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
合計	118	136	125	115	116	151	116	130	150	157	186
入試に関する悩み	11	16	14	12	10	20	17	17	21	21	18
その他進路に関する悩み	35	36	28	28	31	30	29	30	33	41	55
学業不振	29	34	45	28	28	39	34	39	42	43	52
教師との人間関係	5	5	2	1	4	2	2	7	0	4	3
いじめ	4	4	3	5	3	1	6	1	2	2	6
その他学友との不和	17	20	11	25	20	25	13	13	25	24	26
その他	17	21	22	16	20	34	15	23	27	22	26

※R2の数値は令和3年2月5日時点での暫定値であり、今後、変わり得る場合があることに留意

問8 あなたは、高齢者に関し、現在どのような人権問題が起きていると思いますか。（複数選択）



《過去の意識調査回答推移》

(単位：%)

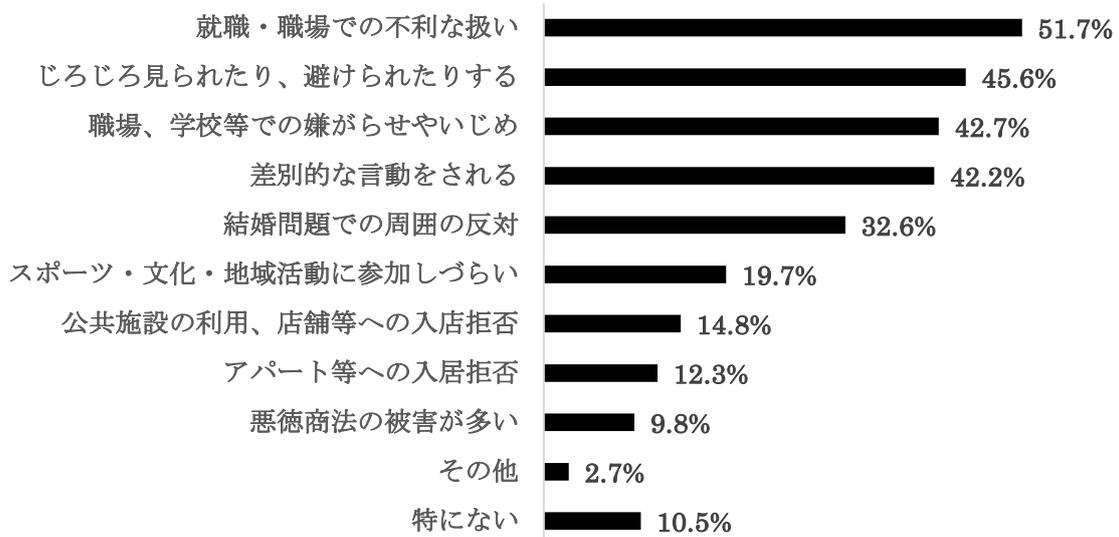
回 答	H19	H24	H29	R4
働く能力を発揮する機会が少ない	47.2	40.4	39.2	26.2
差別的な言葉をかけられる	-	-	-	11.5
悪徳商法、特殊詐欺の被害者が多い	36.0	26.2	42.3	62.8
アパート等への入居を拒否される	-	-	-	13.1
家庭内看護や介護での嫌がらせや虐待	28.3	18.6	31.8	22.2
病院や養護施設での劣悪な処遇や虐待				31.6
邪魔者扱いされ、つまはじきにされる	-	-	-	25.3
高齢者の意見や行動が尊重されない	33.5	31.8	29.0	17.8
経済的に自立が困難	-	-	-	38.5

前回調査より、項目を増やして実施した。「悪徳商法・特殊詐欺の被害者が多い」が依然として高く、今回は60%を超えている。高齢者を狙った巧妙化した新手法の被害報道等により、最大の関心事となっている。前回上位にあった「働く能力を発揮する機会が少ない」は26.2%で、調査ごとに減少がみられる。

今回から増やした項目では「経済的に自立が困難」が上位に位置しており、家計への不安があることがうかがえる。また、今回は「家庭内看護や介護での嫌がらせや虐待」と「病院や養護施設での劣悪な処遇や虐待」を分けて回答いただいたところ、病院や養護施設での扱いを懸念される方が多かった。

さまざまな対策の効果が表れてはいるが、高齢者が暮らしやすい環境整備がまだ進んでいないことが理由であると考えられる。

問9 あなたは、障がいのある人に関し、現在どのような人権問題が起きていると思いますか。(複数選択)



《参考資料》人権擁護に関する世論調査（令和4年8月内閣府調査）

障がいのある人に関する人権問題

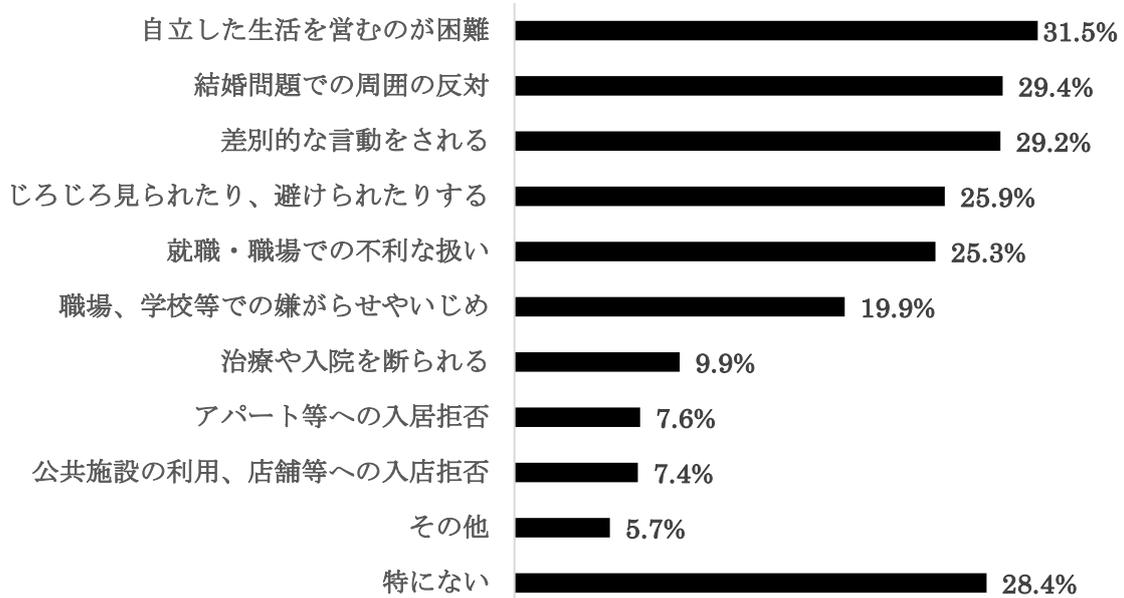
	該当者数	就職・職場で不利な扱いを受けること	差別的な言動を受けること	じろじろ見られたり、避けられたりする	職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること	結婚問題で周囲の反対を受けること	アパート等への入居を拒否されること	宿泊施設や公共交通機関の利用、店舗等への入店を拒否されること（※）	スポーツ・文化活動・地域活動に参加できないこと	悪徳商法の被害が多いこと	その他	特にない	わからない
		人	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
平成24年 8月 調査	1,864	47.0	39.8	44.7	35.5	26.8	17.6	12.0	16.0	12.2	0.1	10.8	6.2
平成29年10月 調査	1,758	49.9	48.7	47.6	45.6	26.7	20.5	16.4	15.7	14.1	0.7	7.1	4.9
令和 4年 8月 調査	1,556	38.2	38.9	40.7	43.3	19.0	12.5	13.2	14.9	8.8	1.4	18.4	1.9

※)平成24年8月調査では、「宿泊施設、店舗等への入店や施設利用を拒否されること」となっている。

平成28年に障害者差別解消法が施行され、障がいのある人に対する人権問題への意識が高まりつつある。「就職・職場での不利な扱い」51.7%、「じろじろ見られたり、避けられたりする」45.6%、「職場・学校等でのいやがらせやいじめ」42.7%、「差別的な言動をされる」42.2%と、就職・職場・学校での人権問題に関する回答が上位を占めている。

障がいのある人への社会の理解は徐々に進んできているが、人格と個性を認め合い、尊重することが求められる。すべての人が安心して生活できる共生社会を実現するためには、まださまざまな課題が存在している。

問 10 あなたは、ハンセン病患者・回復者及びその家族に関し、現在どのような人権問題が起きていると思いますか。（複数選択）



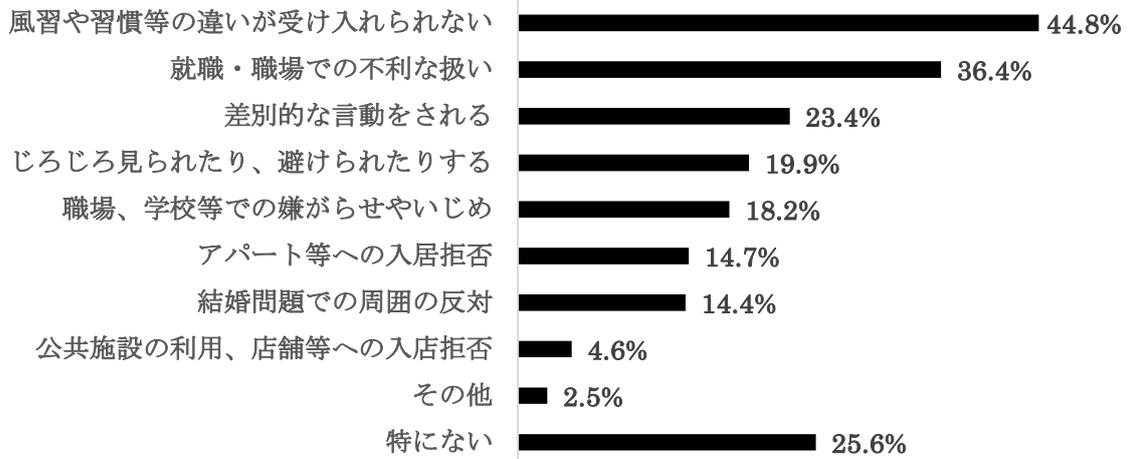
《参考資料》人権擁護に関する世論調査（令和4年8月内閣府調査）

ハンセン病患者等に関する人権問題

	該当者数	ハンセン病患者療養所の外で自立した生活を営むのが困難なこと	差別的な言動をされること	結婚問題で周囲の反対を受けること	就職、職場で不利な扱いを受けること	じろじろ見られたり、避けられたりする	職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること	宿泊施設、店舗等への入店や施設利用を拒否されること	スポーツ・文化活動・地域活動に気軽に参加できないこと	アパート等への入居を拒否されること	その他	特にない	わからない
		人	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
平成24年 8月調査	1,864	32.1	22.3	25.1	21.1	24.1	16.3	12.1	13.6	10.2	0.1	0.2	27.3
平成29年10月調査	1,758	31.7	29.0	28.2	27.0	26.3	24.4	12.2	12.0	11.5	0.2	9.9	24.2
令和 4年 8月調査	1,556	22.2	16.7	19.3	16.3	17.2	17.4	7.6	-	7.5	2.1	55.5	2.2

ハンセン病患者・回復者及びその家族に対する人権問題の認識度を問う設問である。「自立した生活を営むのが困難」、「結婚問題での周囲の反対」、「差別的な言動をされる」などが上位を占めている。「特にない」が上位に位置していることは啓発活動が行き届いていないことの表れだと考えられる。今後もハンセン病問題に対する理解を深め、関心を高めていく学習が求められている。

問 11 あなたは、日本に居住している外国人に関し、現在どのような人権問題が起きていると思いますか。（複数選択）



《参考資料》人権擁護に関する世論調査（令和4年8月内閣府調査）

外国人に関する人権問題

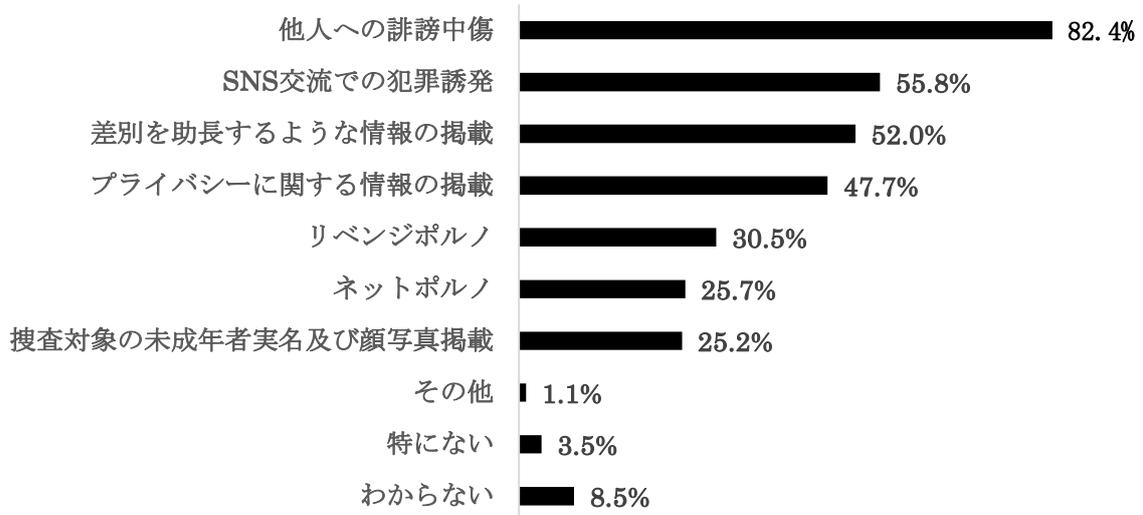
	該当者数	風習や習慣等の違いが受け入れられない		就職・職場での不利な扱いを受けること		アパート等への入居拒否されること		差別的な言動を受けること		職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること		じろじろ見られたり、避けられたりする		結婚問題で周囲の反対を受けること		宿泊施設、店舗等への入店や施設利用を拒否されること		その他		特にない		わからない	
		人	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	
平成24年 8月調査	1,864	34.8	25.9	24.9	15.0	12.9	15.9	12.5	6.3	0.5	20.7	14.1											
平成29年10月調査	1,758	41.3	30.9	24.6	22.4	20.6	17.5	14.7	7.9	0.6	13.8	12.5											
令和 4年 8月調査	1,556	27.8	22.1	12.5	19.5	19.1	18.8	12.3	5.1	2.2	38.3	1.5											

外国人に関する人権問題では、関心が高い順に「風習や習慣等の違いが受け入れられない」、「就職、職場での不利な扱い」、「差別的な言動をされる」となっている。また、「じろじろ見られたり、避けられたりする」、「職場、学校等での嫌がらせやいじめ」といった、言葉や文化の違いを理由に、疎外したり不当な扱いを受けるなど、少数であるがゆえに弱い立場に立たされているという差別の現実が浮き彫りになっている。

外国人に関する人権問題の解決には、幅広い国際的な視野を持ち、多様性を認め合う私たちの人権感覚や認識が問われている。

西予市に在住している約 300 人の外国人が世代を問わず、健康で文化的な最低限度の生活を約束され、基本的人権が尊重される共生社会の実現を目指していくことが重要である。

問12 あなたは、インターネットによる人権侵害に関し、現在どのような人権問題が起きていると思いますか。(複数選択)



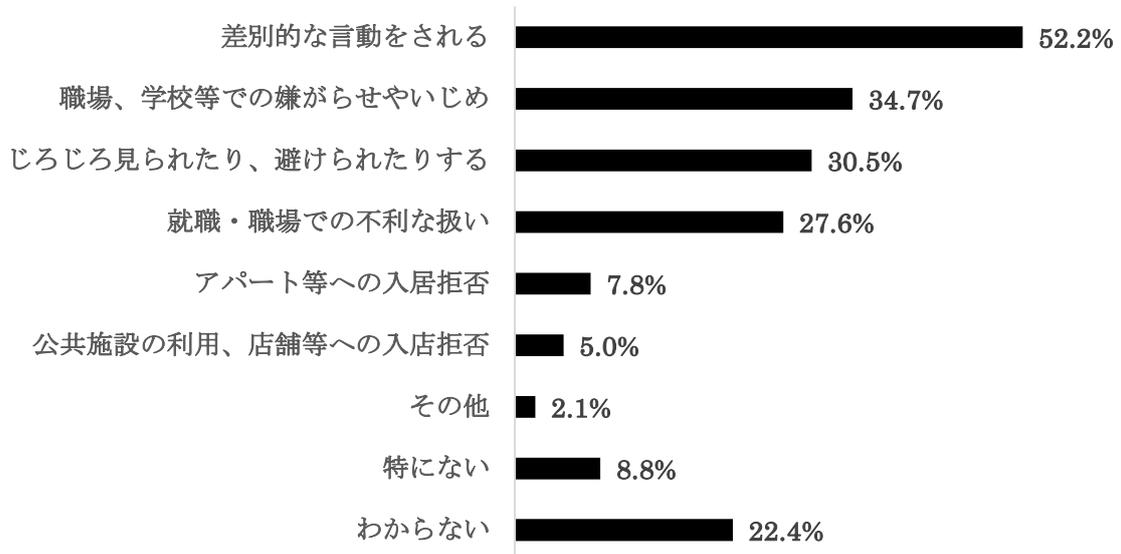
《参考資料》人権擁護に関する世論調査（令和4年8月内閣府調査）
インターネットによる人権侵害に関する人権問題

	該当者数	他人を誹謗中傷する情報が掲載されること	プライバシーに関する情報が掲載されること	犯罪を誘発する場などによる交流が	他人に差別をしようとする気持ちが起	リベンジポルノが行われていること	見や顔写真が掲載されていること	捜査の対象となつていない未成年者の実	ネットポルノが存在していること	その他	特になし	わからない
		人	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
平成24年 8月調査	1,864	57.7	49.8	42.9	30.6	-	31.4	29.0	0.2	4.3	17.1	
平成29年10月調査	1,758	62.9	53.4	49.0	39.6	32.5	32.0	30.0	0.2	3.1	14.9	
令和 4年 8月調査	1,556	67.7	42.5	37.0	42.8	31.5	17.9	-	1.5	14.7	-	

「他人への誹謗中傷」が82.4%で一番多く、次いで「SNS交流での犯罪誘発」55.8%、「差別を助長するような情報の掲載」52.0%、「プライバシーに関する情報の掲載」47.7%と続いている。インターネットの普及による人権侵害が多くなる中で、軽率な誹謗中傷の書き込みが内閣府の調査でも最多となった。

技術の進化により、利便性が向上する一方で、危険も多くなる。使い方を誤ると、様々な事件に巻き込まれる恐れもあるため、インターネットの基礎知識から学ばなければならない。学校で扱い方を学ばなかった年代には、情報リテラシーに関する講座を開くことで人権教育の進展に繋がることも期待できる。

問 13 あなたは、異性愛、同性愛、両性愛といった性的指向及び、生物学的な性ところの性が一致しない性同一性障害者に関し、現在どのような人権問題が起きていると思いますか。(複数選択)



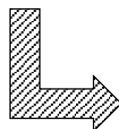
「差別的な言動をされる」52.2%、という回答が一番多く、次に「職場、学校等での嫌がらせやいじめ」34.7%、「じろじろ見られたり、避けられたりする」30.5%の順となっている。性的少数者や自身の性の在り方について違和感を持つ人の中には、誰にも相談できず悩み続けている場合がある。また、周囲の人、特に家族に自分が性的少数者であることを打ち明けても、家族からの理解が得られなければ、孤独感に陥ってしまうこともある。

この問題は、世の中には「男性」と「女性」が存在し、それ以外の性はないという固定観念を持っていることに起因すると考えられる。そこから生まれる偏見や差別が、性的少数者を苦しめていることから、性的少数者について理解を深め、これらの人々の人権が尊重される社会の実現に向けた教育・啓発活動が必要である。

【性別記載欄の見直し】

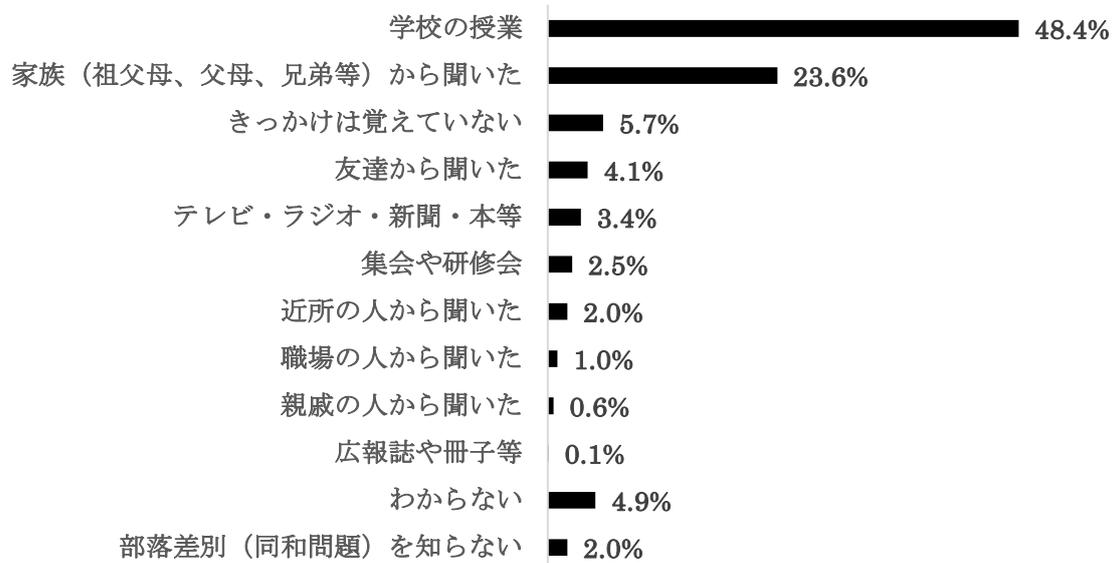
愛媛県と西予市では、LGBTなど、性的少数者の方々に配慮した取り組みの一環として、各種申請書等に設定されている性別記載欄について、削除または表記方法の工夫（下図参照）という見直しを行いました。

性別 [男 女]
*どちらかに○をつけてください



性別 [男 女 回答しない]
*該当に○をつけてください。(記入は任意です)

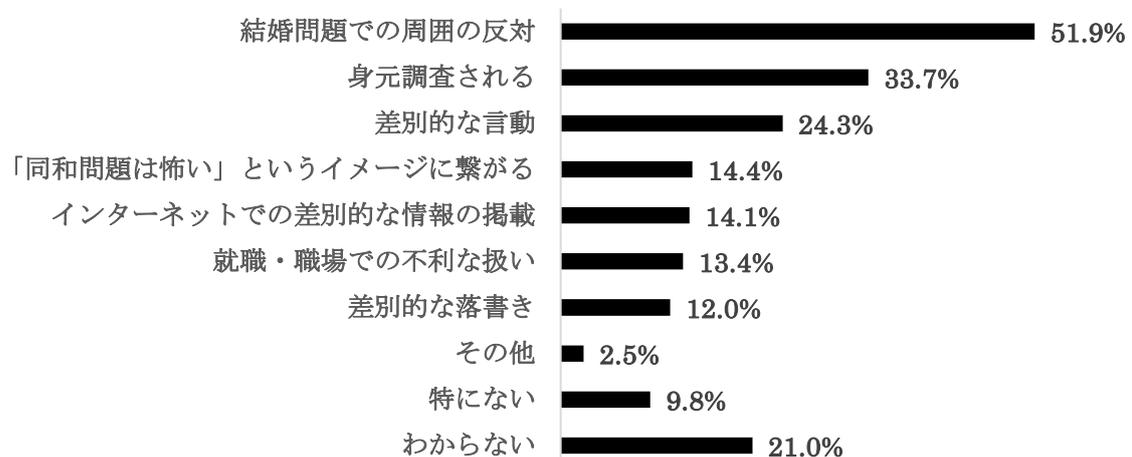
問 14 あなたは、部落差別（同和問題）について、初めて知ったきっかけは、何からですか。（複数選択）



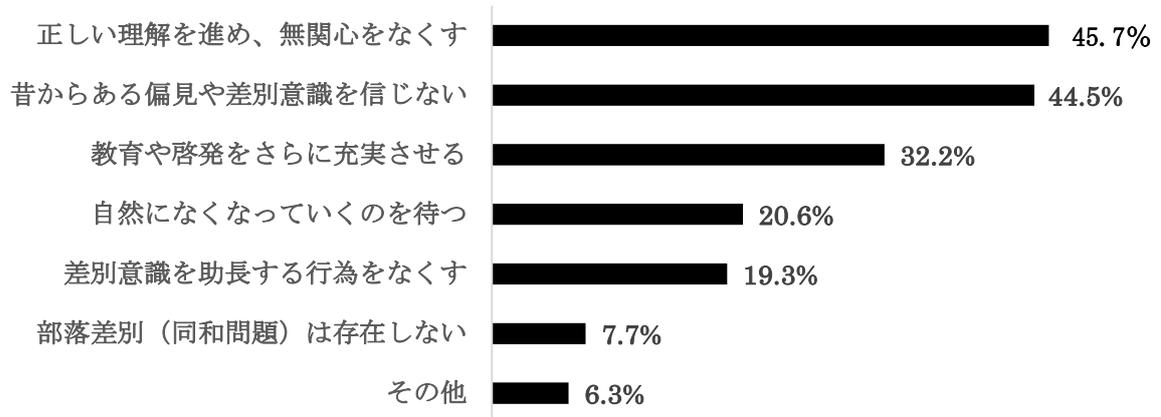
部落差別を知ったきっかけは、圧倒的に「学校の授業」が多く、次に「家族」となっている。学校の授業を通して「寝た子を正しく起こす（同和問題を科学的に正しく理解する）」ことができていることに期待できるが、逆に、家族から伝わる時には、噂や誤解の伝達のみで終わったり、時には、地区を特定するような、興味本位で無自覚・無責任な問題の受け止め方がなされたりする恐れがあるので配慮が必要である。「差別の現実が身近にないから」とか「面倒くさいことに巻き込まれたくないから」といった無関心や、自分には関係ないという「他人事」意識をどう改革し、「我が事」としての問題意識をいかにして広げていくのか、人権教育・啓発の今後の在り方が問われている。

歴史を正しく知り、差別に負けずに生き抜いてきた先人たちの生き方を今後の人生に活かし、差別をなくす熱と光を持ち続ける人が増えるような取り組みが必要である。

問 15 あなたは、部落差別（同和問題）に関し、現在どのような人権問題が起きていると思いますか。（複数選択）



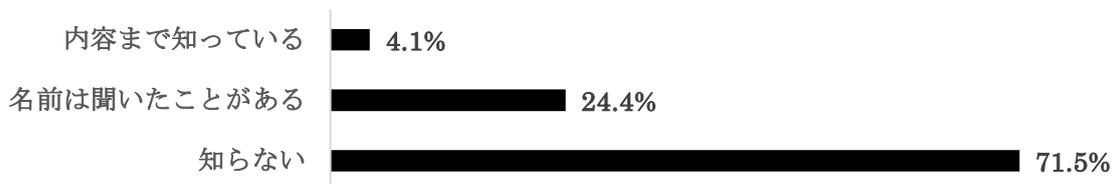
問 16 現在もなお部落差別（同和問題）が存在しています。解決するためにはどうすればよいと思いますか。（複数選択）



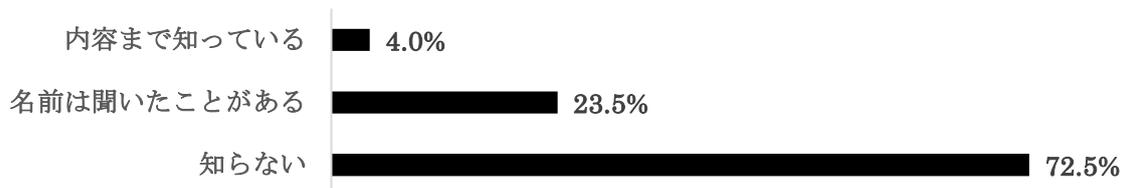
部落差別の現実として、やはり「結婚問題」が多い。続いて「身元調査」、「差別発言」の順となっている。本来、結婚は2人の合意のみによるものであるが、まだまだ家意識が強く、出自が取り上げられ、差別が引き起こされることもある。「自然になくなっていくのを待つ」という「寝た子を起こすな論」も根強く残っている。

これらの現実を踏まえて、解決するための方法としては、「正しい理解を進め、無関心をなくす」、「昔からある偏見や差別意識を信じない」、「教育や啓発をさらに充実させる」に回答が多い。学校教育で学んできた世代には、更なる学び直しが必要である。学びの場や機会を増やし、誤った知識や偏見を無くしていくことが大切である。学校教育はもちろん、社会教育の更なる充実が望まれる。

問 17 平成 28 年に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」を知っていますか。



問 18 平成 28 年に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」を知っていますか。



問 19 平成 28 年に施行された「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」を知っていますか。



「部落差別解消推進法」を知らないと答えた人は 71.5%で、前回の 79.8%よりも 8.3 ポイント改善したが、まだまだ知らない人が多い状況にある。「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」を知らない人も約 70%と多い。「名前は聞いたことがある」が「ヘイトスピーチ解消法」では 30.7%だが、他の 2 法は 20%台にとどまっている。

法が施行されて 6 年が経過してマスコミ等で取り上げられることも少なくなってきたため、今後とも引き続き学習会等で周知を図り理解を深めていく必要がある。

問 20 西予市における人権・同和教育の取り組みや、西予市での講演会・研修会・学習会に参加したときのご意見、ご提言。（自由記述）

※重複する記述や、個人が特定される記述は掲載していません。

また、紙面の都合でご意見の一部を掲載しています。ご了承ください。

- ・ 学校の統合が進み、小規模で実施していた研修会が少なくなってきたと感じる。公民館主催の研修会があってもいいような気がします。
- ・ PTA 活動でいろいろな人の話を聞く機会があり勉強になりました。（何年も前ですが）若い方たちにそういう体験をしてもらいたいと思います。親から子どもたちへとつなげていくことが大事。はじめは人権コンサート（歌など）から始めるのも一つの手かもしれませんね。体験したおばあちゃんより、私も小学生の頃いじめを受けた経験があります。今では強い人間になりました。
- ・ 人権ふれあい懇談会に参加しました。気づきの DVD を視聴しましたが、気づいたらどうすればよいかまで踏み込んだ提案があれば、実生活につないでいくことができやすいように思います。気づいたらどうすればいいのか、どこに相談すればいいのか、そこが分からずに見て見ぬふりをしてしまう場合もあるのではないかと思うからです。より踏み込んだ人権教育の推進が大切だと、日頃から感じています。
- ・ まだまだ理解できてない事も多く、研修会、学習会はさらに推進する必要があると感じます。原点に戻り、人が幸せに感じる社会を作れるような知識が必要です。

- ・ 人は平等、対等である。フラットな眼差しで全ての物を見ること。
- ・ 私も子供が 3 人いるので小中高地域の役をしてきていますので、同和問題は都度何十回となく受けております。今年も何回となく講演会に出席しました。正直うんざりしております。私自身も車で 15 分くらいのところより嫁に来ているのですが、近所の人に（ヨソモノ）と言われ、（あんたの行動は皆が見ている）こんな時代遅れの人も世の中にはいるのだと思い、自分が他から来られた人には特に気をつけてあげようと思いました。それで良いのでは...
- ・ なかなか自分の毎日の生活におわれ、日頃気にしていない身近に起こった場合とか、勉強会に参加した時しか考える事はありません。すみません。
- ・ 市の講演会や研修会を開いて同和問題を人の意識から消さないようにしているようにしか思えない。今の子供たちは同和問題など知らない子供たちがほとんどなのに、学校で教えたりして、この先も忘れさせないようにしようと思っているのでしょうか。
- ・ 今後も不当な差別や偏見のない明るく住みやすい町づくりのため、協力したいと思います。よろしくお願いします。
- ・ 人権・同和教育などの学びをしても、今でも何も変わらない。職場でのハラスメントも一切対応がない。参加するだけで、意識するだけでも変わらないです。本当に解決しようとするにも現実には難しいなと思います。
- ・ これからのことにかかしていきたいし、気をつけようと思いました。
- ・ 研修会などの話し合いなども同じ様な結果である
- ・ 幅広くなるべく多くの人に参加していただきたいので呼びかけなど工夫する。
- ・ これまで同様に、粘り強く啓発活動や講演会などを行なっていただきたいです。
- ・ 教育現場での学習会、社会人の地域サークルでの研修会等々を繰り返し実施して他人事で終わらせないことが大事だと思う。以前、関係官庁作成のビデオを見て（人権・同和、ハンセン病）考えさせられた。
- ・ 人権侵害をすることは恥ずかしいこと。と 1 人 1 人が感じてほしい
- ・ 最近ではコロナ感染拡大の影響で参加していない。
- ・ 同じ価値観の人間はいない。『みんな仲良く』だけでなく学生も判断ができてくる年代には、苦手な人との付き合い方や関わり方なども教育してもいいと思う。上手な関わり方が分からず社会に出て適応障害やハラスメントにまで至ってしまうこともあるのでは。
- ・ 人権・同和教育は 2 つのアプローチがあると思います。1 つは問 16. 1) のように理解を深める教育。もう 1 つは人間の心に訴えかける教育。人間の心が豊かになれば他人を傷つけるようなことはなくなるのではないのでしょうか。自分が今の自分に満足していれば嫉妬す

ることもないだろうし。1人1人の心に働きかける教育があってもいいのではないかと思います。江嶋修作さん、三重の松村智広さんのお話をまた聞きたいです。

- ・ 特別な取り組みはやめたほうが良いかと思います。寝た子を起こすことになるのでは。
- ・ 差別ひどい
- ・ 語り継がれるのもよし、そのまま風化するのもよし。
- ・ 西予市の講演会や学習会等に参加した事はありませんが、都合がつけば参加して色々な方の考えを聞いてみたい気持ちはあります。
- ・ 知らないことが多いので、学ぶ機会を持ちたいと思いました。
- ・ 最近引っ越してきたため参加できていない。部落差別等はまだ多少は残っていると感じている。今すぐなくすのは困難であるが、差別解消に向けた行動はしていく必要があると感じている。
- ・ 勉強になることなので、できるだけ参加したい。研修も有意義なものとなるようにしてほしい。
- ・ あまり大きな差別事例が身近にないため、事なかれが大多数の感が強い（住民に・・・）自分も含めてであるが、様々な機会をとらえて、大人も子供も共に学べるような場を設けてはどうか。
- ・ 同和教育をすることで、知らなかった人が内容を知り、そういう考えで部落だった人たちを見てしまうようになるのが良くない。過剰な教育はいらない。
- ・ 自分はあまり講演会、研修会、学習会等はあまり意味はないと思う。
- ・ 参加する人は人権に興味関心があり、普段から差別心をもたない（もっていても周りに出さない）人なのではないかと思います。無意識のうちに差別的な言動を普段からしてしまっている人に「その言動が差別なんだよ」と気付かせるような取組があればいいと思います。地域に標語ポスターを掲示するなど。差別している人は、会に参加すらしていないと思うので。
- ・ 小学校でハンセン病について聞いた。こういうことはもっともっと知らないと思ってききました。
- ・ 学校での人権参観日の時に行われた人権コンサートでは、歌を交えながら、楽しく時には真剣に講師の方のお話を聞くことができるためとても良い取り組みであると思う。また、学校の授業で同和問題について教えていただくため、今まで知らなかったことを知ることができるし、今の社会について理解できるため、これからも続けていくと良いと思う。
- ・ 地域の差はあると思うが、映画等鑑賞をしてもあまり、直接同和のことにに関して話をしたことはなく、形だけの研修会のようなものでした。このことは主催者側も差別の気持ちが心の中であるのでは？
- ・ 昔は同和の差別は耳にしたことがあります。今の子供も達は結婚でも好きな人が同和のかたでも、親が許されなくても、生活されると思ひ

ます。同和教育とか研修とか言わんでもいいと思う。県外に行くとも何
も知らないです。やりすぎはやめたほうが良いと思う。

- ・ 講演会、学習会、研修会いろいろありますが自分たちも子どものころ
聞いたことしかありませんし、同和教育の取組もそういう人に対し
ての特別ないろいろなことがおかしいなと思う時があります。その
場所、人に対して特別にしないことが解消に向けた取り組みだと思
います。人間は皆一緒です。よろしくお願いします。
- ・ 現在も存在しているとすれば、同和集落と同地域で関りがあった。同
地域にはなかった。この温度差は一様になるものではないのかと
改めて思っています。片方の問題ばかりでなく、両者の考え改めも大
事なのではと。もう一歩突っ込んだ意見、遅かれしでしょうか。
- ・ 様々な講演会、研修会、学習会はありますが、そこから何かつながる
解決につながる具体的な取組みはされていますか。参加することだ
けが意義になっていませんか。人頼りにせず向こう側を動かすとこ
ろまでを想像して取り組んでほしい。
- ・ 文芸春秋に部落解放同盟の研究が連載され丁寧に読んだ。学習は自
習でできる。
- ・ 現状に必要な取組をされていると思うので、良いと思う。
- ・ もっと人権学習会等を行うべきである
- ・ 一人一人が互いの人権を尊重し合い、差別や偏見のない住みよいま
ちにしたいと思いました。
- ・ その様な会に参加していないため、深く考える時間を取ったことが
ありません。ただ、人は皆平等というのは、基本中の基本です。
- ・ 自分の子どもが、同和地区出身の方と結婚する話を告げたとき、親の
思いはどうですか？書いてください。というアンケート欄がありま
した。(あったと思います) 大変ためになったテーマでした。
- ・ 差別をしたら自分も差別されるようになる。お互い尊重すれば差別
はおのずとなくなると思います。「実るほど頭を垂れる稲穂かな」の
心が大切であると思います。
- ・ 子どもが中学生の時、学校で部落差別がどのようにして起こったの
かという研修や講演があり、子どもや家族でも話し合いました。問題
に向き合って話し合うことは差別解消につながると思います。
- ・ 同和问题については、いつまでもあそこは昔同和地区だったといわ
れるから続くので、歴史を正しく伝えながら自然に風化するのを待
つしかないと思います。いつの世でもはけ口としてのいじめは続く
でしょう。これからの日本はますますそうなるようになっていくようで怖いで
す。市役所でいえば、会計年度職員制度はやめなさい。
- ・ 続けることが大事
- ・ 毎月の紙面での広報は資源と資金の無駄なのでデータ配信にしたら
よいと思う
- ・ 被害を受けた方のお話を聞ける機会を作っている事はとてもいいこ

とだと思ふ

- ・ 参加したことがない。興味もない。周辺でそういった事実を確認できない。問題として認識したことがない。
- ・ 子どもたちは特に同和教育については小さい頃から勉強しており、若い方の間にも差別意識はほとんどないように思いますが、かえってお年寄りの方がとらわれ、結婚問題などで反対される方があるように思います。以前中学校で行われた講演会で、あなたのおじいさんやおばあさんは、どこのだれだか知っていますかと言われたとき、曾祖父や曾祖母がどこの出身でどんな人だったのか全く知らないと感じ、部落の方だけを差別するのは全くおかしいことだと感じました。
- ・ 地区役員になった方は研修会や学習会に参加するが一般の方が参加する機会が少ない。
- ・ 私自身知らず知らず、冗談のつもりでセクハラ、パワハラを発言してしまうので気を付けて発言したい。高齢になるほどその発言が多い気がする。田舎では仲間に入らない人や孤独が好きな人を排除する傾向があります。
- ・ 視聴覚教材のドラマがとても身近で分かりやすく学びになりました。
- ・ あまり参加する機会がなく申し訳なく思います。すべての人が平等に公正な社会になりますよう自分自身の考えをしっかりとっていきたくと思います。いろいろな活動をされていること、今後も続けていただきたいと思います。
- ・ 人権・同和教育はいじめや差別のない社会を目指すために必要なことではあるが、課題がかたいので教科書通りの進め方をされた場合はとっつきにくいイメージがある。子ども達のいじめに関する劇や具体的な事例にもとづいての討論会などを中心として進めれば自然とみにつくのでは・・・。
- ・ 高齢社会となり、ジェンダーレスなど時代も変わってきている。新しい意見やこれからを担う若い人の意見を取り入れていくことが大切だと思う。子どもたちの未来が幸せなものとなるよう願っています。
- ・ 人権・同和教育について講演会や研修会や学習会があるのはいいことだと思う。いろいろな人の考えも聞けて勉強になるし考えさせられる。ただ、人権標語を毎回募集する必要があるかよくわからない。
- ・ コンサート、バレー大会など良かったと思います。
- ・ 西予市の人権に関する放送を聞くことは多いが、あまり興味はない。それより放送の内容が聞こえない方がつらい。
- ・ 研修会などいらぬ わざわざ教える事はない
- ・ 今の子どもたちや親が無関心にならないよう学校で参観日等、親も参加できるときに授業をより多くするのはどうか？
- ・ 他の市町に比べ人権・同和教育への教育の機会（議論したりアンケートをとったりも含む）が多いように思います。根強い問題のある土地

なのかと警戒してしまいそうに初めは思いました。

- 啓発で人権防止は無理があるのではないのでしょうか。
- 人権懇談会への参加が地区役員程度で、幅広い世代での参加ではないところが問題だと思います。
- 役員中心の形骸化した建前だけの会合になっているのでは？
- そもそも差別の扱いは社会だけではなく会社の中でも良くあることだと思う。男女の差、いつまでも無くならない問題
- 小さな子どもを連れて、そのような場に参加するのは申し訳なく思い、参加できていません。
- 人権について語られる時に部落差別問題がよく取り上げられるが、昔と比べて非常に多様化している人権問題において、部落差別問題の優先度は下げてもいいのではないかと感じています。(もちろん世の中にまだ部落問題があることは理解しているので、知識として学ぶことは続けていくべきだと思っています。)今の時代に合った内容の講演会・学習会等の機会が増えていけば、より多くの人が興味を持って参加してくれるのではないのでしょうか。
- 怖いのは、自己満足の為に人を虐げることです。自分とは違うということ、相手を拒否し、精神的にまた、肉体的に傷つけてはならないということ覚えておく必要があります。
人には色々な人生があります。相手を認めることによって良い関係を築く必要があると思います。
- 研修会、学習会に参加してませんので意見や提言は知りませんが、田舎ほど同和問題についてはよく言っています。結婚問題では、周囲の反対を受けてますね。都会に生活しているときはあまり同和についての差別はなかったように思いました。
- 地域や学校、職場などで学習会を実施され、熱心に取り組まれていると思う。講演会や研修会、学習会に参加し、差別や偏見の現状を知ることができた。日常の中でちょっとした言動がそのような気持ちがなくとも差別や偏見につながることもあるため、日々の生活の中で、気を付けていきたいと思う。
- 実効性こそが要。口だけなら不要。
- 参加した懇談会で高校生達が人権、同和教育をうけているのを知りました。
自分達が高校生の頃には、同和問題は親から聞いた曖昧な話で・・・学生の頃からその歴史を知り、間違った差別を知れば、部落差別も少しずつなくなっていくと思いました。
- 人権・同和教育は不用だと言う人がまだいるが、部落差別が現在も存在することを法律で明記している。人権が侵害されたという報道が常にある。人権・同和教育はねばり強く続けていくべきだ！！その上で正しい知識を身につけることが重要ではないか。

- ・ これからも教育や啓発をさらに充実させてほしい。
- ・ ビデオ上映や講演を聞いたことがあります、グループでの対話形式などのほうが記憶に残ると思いました。
- ・ 同和問題を教育することで同和問題が存在し続ける。差別の存在を知る事で差別するようになる。
- ・ 学校で差別問題について学ぶのでその後に関心を持つようなことじゃないと思っている人の方が多いんじゃないのかなと思いました。今回は1750人の人しかこのアンケートを答えてないけど1750人だけでもアンケートを通して差別問題に関心を持ってくれたらいいのかなと思うし自分自身も改めて差別問題に関心を持てたかなと思います。
- ・ 芸術的なイベントは楽しかったです もっと積極的に開催して欲しいです
- ・ しばらく東京にいて3年前に帰省。まもなくコロナが出て人に会わないので西予市のことはわからない。
- ・ 今後にかかわることを聞けたりするけど、理解するのがむずかしい時がある
- ・ 同和教育学習会に参加して思う事。同和という言葉が自然になくする事。掘り起こす事はしないで。西予市では地区別に住宅が建てられています。私はこれこそ差別にしか思えません。国が行政がした事だろうけど、今の時代差別の解消は住宅問題を考え直す事が必要ではないでしょうか。
- ・ 行事を行ったという点だけでなく、少しでも問題解決の手助けになるような実行力のある方法を考えてほしい。事なかれ主義の第3者委員会なら必要ない。
- ・ 人権問題について知らなくてはいけない。自分の考えをアップデートしていかななくてはいけないと思うが、西予市で行われる講演会等に参加はしたくない。今年学校の役員をしたが、講演会の参加者集めのために声をかけられてかなり嫌悪感を抱いた。
- ・ 現在、各地区、行政区で実施している人権学習会を今後も継続して行っていくことが重要だと思う。
- ・ 研修会などに時間を割いて出席できるような仕事環境・家庭環境にない人が多い。
働かなくては食べてゆけない。
福利厚生しっかりしているとはよく聴くが、働けど住民税は高い。
40代、50代は教育にお金がかかる子供を抱えており、自由に時間をつかえる保障がない。
- ・ 学校で同和教育があり、部落差別について考える機会があった。子供を通じて家庭内から部落差別への正しい知識を深めるのもありなのではと思った。
- ・ 全く響かない。

Ⅲ まとめ

西予市では、令和2年9月23日に「西予市人権尊重のまちづくり条例」の全部を改正いたしました。この条例は、日本国憲法並びに人権三法（「差別解消の推進を目的とした障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」〈平成25年法律第65号、平成28年4月1日施行〉、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」〈平成28年法律第68号、平成28年6月3日施行〉及び「部落差別の解消の推進に関する法律」〈平成28年法律第109号、平成28年12月16日施行〉）の理念に基づき、真に人権が尊重されるまちづくりを目指して改正されたものです。

この条例の第7条において、「市は、あらゆる人権問題や差別等を解消するための施策及び啓発活動を推進するため、必要に応じ調査等を実施するものとする。」と定められています。「西予市人権に関する市民意識調査」（以下「本調査」）も、条例に基づく取り組みのひとつです。

また、本調査での集計結果については、西予市ホームページや広報等により市民の皆さまへ周知させていただくほか、「西予市人権施策推進協議会」※にも報告し、今後の人権施策及び啓発活動の推進に関する資料として役立てられます。学校教育現場や、人権集会等の社会教育活動においても、ご活用頂ければ幸いです。（※「西予市人権施策推進協議会」とは、西予市人権尊重のまちづくり条例に基づき設置された、人権施策の推進に関する重要事項について協議するための機関です。）

なお、本調査の質問項目は、内閣府が実施した「人権擁護に関する世論調査」を参考に、前回までの市民意識調査との比較が可能なよう、「西予市人権に関する市民意識調査検討委員会」で添削を加え作成したものです。

1 人権三法について

各法の認知率調査の結果、共通して約7割の市民が法律を「知らない」と回答しました。これまで、チラシの全戸配布や、「広報せいよ」での記事掲載に加え、「人権のつどい」でも啓発に取り組みましたが、周知効果が思いのほか上がっていないといえます。

この人権三法の理念は、「西予市人権尊重のまちづくり条例」の改正に向けて大きな手がかりとなるものであったと同時に、その制定の背景には、これら人権三法で取り上げられた「差別」が未だに根強く残っている現実があります。認知率が低いのは、市民の人権問題そのものへの関心が低いとも考えられ、引き続き啓発活動の必要なことがうかがえます。

人権分野ごとに市民の関心の度合いを見ると、「同和問題」は18.3%（8位※）、「障がいのある人」は44.3%（2位※）、「外国人」は14.5%（11位※）に留まっています。人権問題が多様化する中で、これらの法律に関連する分野へ、必ずしも高い関心が向けられていないことも原因の一つと考えられます。（※カッコ内は18項目における順位で、複数選択制の設問）

ただし、一番関心の高い「インターネットによる人権侵害」の 53.0%については、広義に捉えられることがあります。個別攻撃だけでなく、鳥取ループに代表されるような被差別部落の特定、SNS 上での外国人への差別発言など、インターネットを起点とした差別情報の拡散は、無限のネット空間を介して、あらゆる分野へと差別犯罪を派生・誘発させ、人権侵害を拡大させる懸念があります。実際に、令和 4 年度、被差別部落が特定される動画がインターネット上に掲載されるといった事案が報告されています。

現実の社会における人権侵害事案は減少しているかもしれませんが、場所を変えて、今日、インターネットの世界に目をやると、その匿名性や拡散性を悪用し、ネット空間に紛れて人権を踏みにじる行為が日常的に現出していると言わざるを得ません。こうした事実を踏まえ、加害者、被害者共に生まないためにも、引き続き、人権三法をはじめ、ネット対策も含めた人権を尊重する社会の実現へ向けての啓発に取り組む必要があります。

2 性的マイノリティについて

現在最も注目されるのが、LGBTQ※に関する問題です。(※LGBTQ とはレズビアン、ゲイ、バイセクシュアルの 3 つの性的指向と、トランスジェンダーという性自認、さらにはクィア（性別を持たない人）を指し、各単語の頭文字を組み合わせた表現です。+（その他）を付けて LGBTQ+ と表記されることもあります。)

今日では、首相秘書官による不適切発言だけでなく、首相の同性婚に関する国会答弁「(同性婚を認めれば) 社会が変わってしまう」との発言が誤解を生むのではないかと問題視されています。政府の方針としては「性的指向、性自認を理由とする不当な差別や偏見はあってはならない。共生社会の実現に向け、引き続き国民の声を受け止める」意向で、今後の進展に注目が集まっています。

性的マイノリティを取り巻く環境について、現在ではメディアを通して LGBTQ+ を公言する著名人も増え、あらゆる業界で活躍されています。テレビを通して活躍の場を見る機会も多くなり、身近な問題になりつつあるのではないのでしょうか。例えば、「大阪市民の働き方と暮らしの多様性と共生に関するアンケート」による調査結果では、8.2%の方が LGBTQ+ に該当されます。約 10 人に 1 人と考えれば、決して少なくない数字です。私たちが今まで関わってきた人の中にも、言えなかつただけ、という人も存在するのかもしれませんが。

愛媛県では、LGBTQ+ の方々に配慮して、性別記載欄の廃止や見直しの取り組みが進んでおり、西予市でも令和 2 年度に性別記載欄の見直しを進めたところでは、本調査においても、性別について「回答しない」または「不明」との回答も出てきています。どの場面にもアンコンシャスバイアス（無意識の偏見）は生まれるものですが、男女という概念にとらわれることなく、行政が主導し、誰もが住みやすい共生社会を作っていく必要があると感じます。

3 豊かな人権感覚を磨く取組

学校教育を主管する文部科学省では、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的促進を図っており、社会に開かれた教育課程の実現に向けて、地域学習に特に力を入れています。学校と地域との関わりは、人権においても必要です。

例えば、明浜小学校及び明浜中学校では、ハンセン病を患っていた詩人の塔和子さんという地域出身の著名人を取り上げ、病気の歴史や塔和子さんの生き方を学ぶなかで、差別との向き合い方を学んでいます。

三瓶地区でも、宇和高等学校三瓶分校が、市指定文化財「お姫様の塚」(通称・姫塚)を地域教材に、姫塚伝説を人権劇にして上演するなど、教材として取り扱うことで、人権学習だけでなく、地域学習にも貢献しています。

学校教育と社会教育を隔てることなく、両者が積極的に関わりを持っていく中で、豊かな人権意識の向上に結び付くのだと思います。これまで推進してきた「校区別人権同和教育学習会」以上に、地域と学校との連携が求められています。

社会教育においては、「地区別人権・同和教育学習会」をはじめ、「人権のつどい」や宇和町・城川町で開催される「人権・同和教育学習会」の他、隣保館での講座など、定期的に学習会が開催されています。ただ、学校や保護者に参加協力を呼びかけながら開くものもあるなかで、一般の方の参加は固定化され限定的であるように感じます。

参加に消極的な方にこそ人権啓発が必要です。しかしながら、無理に出席してもらってもかきません。対策としては、関心を持ってもらえる開催内容を検討し、広報周知活動に力を入れ、足を運んでいただく必要があります。これまでの形式的な活動を大胆に改革し、将来の展望につながる新たな視点や認識の自由なやり取りを大切にしたい、学習に参加することが楽しいと思えるような学びの場の設定を、主催者側も工夫する必要があります。

4 これからの人権教育の推進について

自由記述の中に、「寝た子を起こすな」という意見がありました。寝た子を起こさないとうなるのでしょうか。令和2年から私たちに襲った、新型コロナウイルス感染症を例に考えてみましょう。

新型コロナウイルス感染症が出現した際、人々は感染者を非難し、ありもしない噂を流し、感染者を悪者に仕立て上げました。家に近寄ってはいけない、すぐに感染する、などインターネット等を通してさまざまなデマも飛び出しました。感染者を特定しようとする動きも人権侵害に関わる行いの一つです。こうした出来事は過去に起こった事例に酷似しています。

日本は、ハンセン病患者に対して、隔離政策などの人権侵害を犯しました。国民もそれに合わせて、ハンセン病患者や回復者、家族までも差別し、ひどい扱いをしてきました。科学的根拠のない噂を信じ、感染者を非難した歴史があ

ります。数十年経った今、同じ過ちを繰り返してしまっていたのです。

これらに共通するのは、「目に見えない」ということへの「恐怖」です。そしてこの「恐怖」は、私たち人間の心理に潜在する「自己防御本能」に端を発します。

過去に起こった差別の現実から学び、生かさなければ、私たちは同じ過ちを繰り返すこととなります。私たちが学ばなければならないのは、未知のものを怖れたり、自身の満たされない心ゆえに相手を攻撃することにより、心の安寧を図ったりするという本質を自覚することです。学びの放棄は、それによって新たな差別が生まれ、悲しい思いをする人が生まれます。次の世代が、暮らしやすい社会を実現するために、引き続き人権啓発に取り組んでいく必要があります。

終わりに

西予市人権に関する市民意識調査は5年に1回実施しています。

5年前、新型コロナウイルス感染症の流行や、ロシアのウクライナへの侵攻を誰が予想できたでしょうか。予期せぬ出来事が起こる現代だからこそ、市民の皆さんの関心もまた、社会や時代の移り変わりに合わせて変化していくのだと思います。しかし、私たちの「基本的人権の尊重」という目標は揺るぎません。

皆さんは「SDGs」と呼ばれる国際目標をご存知でしょうか。

SDGsとは、2015年9月25日に国連総会で採択された「持続可能な開発のための国際目標」のことです。国際目標には、「ジェンダー平等の実現」や「人や国の不平等をなくそう」など、人権に関わる17の目標が掲げられており、目標を達成するためには、国際的な協力が不可欠となっています。

日本政府も、この国際目標を達成するため行動しており、国民である私たちも、この国際目標を達成する一員として、できることから取り組んでいかなければなりません。それは、学ぶことから始まると考えています。

地域を学び、社会を学び、国際理解を重ね、人と向き合うことから人権が始まります。西予市及び愛媛県人権教育協議会西予支部は、学ぶ機会を提供し、誰もが人権を尊重しあえるまちづくりを目指さなければなりません。

そのためにも、今後は各旧町単位での推進にとどまらず、西予市として、一貫した人権教育活動が求められてくると思います。合併前の「町」という概念を飛び越え、西予市民の皆さん一人ひとりの人権が尊重れ、誰もが生きやすい町づくりに取り組んでいきましょう。

終わりに、西予市民の皆さんに、人権啓発推進への一層のご協力をお願い申し上げます。市民意識調査の報告とさせていただきます。調査にご協力いただいた皆さま、誠にありがとうございました。

參考資料

○西予市人権尊重のまちづくり条例

令和2年9月23日

条例第44号

西予市人権尊重のまちづくり条例(平成17年西予市条例第8号)の全部を改正する。

「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である。」と世界人権宣言にうたわれている。この理念は、人類普遍の原理であり、日本国憲法においても、基本的人権の享有が保障され、法の下での平等が定められている。その実現のためには、一人一人が同和問題をはじめとする様々な人権問題について正しく理解したうえで、差別を許さないという意思を態度や行動に表していかななくてはならない。私たちはすべての人の人権が尊重されるまちづくりを進めていくために、不当な差別や偏見を解消し、明るく住みよいまちをつくるため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、日本国憲法並びに差別解消の推進を目的とした障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(平成28年法律第68号)及び部落差別の解消の推進に関する法律(平成28年法律第109号)の理念に基づき、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人等のあらゆる人権問題を解決していくために、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、差別のない、真に人権が尊重されるまちづくりを図ることを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的達成のため、必要な施策を積極的に推進するとともに、市行政のあらゆる分野で人権尊重の社会的環境づくりと人権意識の高揚を図るものとする。

(市民及び事業者の責務)

第3条 市民及び事業者は、相互に基本的人権を尊重し、自らが人権尊重のまちづくりの担い手であることを認識し、差別及び差別を助長する行為に及ばないように努め、市が実施する施策に積極的に協力するものとする。

(施策の計画的推進)

第4条 市は、基本的人権を尊重し、あらゆる差別の速やかな解消を図るために必要な施策を計画的に推進するよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第5条 市は、あらゆる人権問題や差別等に関する相談に的確に対応するための体制の整備と充実に努めるものとする。

(教育及び啓発活動の充実)

第6条 市は、市民及び事業者の人権意識の高揚を図るため、指導者の育成及び関係団体、諸機関との連携を密にし、教育及び啓発活動の充実に努めるものとする。

(調査等の実施)

第7条 市は、あらゆる人権問題や差別等を解決するための施策及び啓発活動を推進するため、必要に応じ調査等を実施するものとする。

(推進体制の充実)

第8条 市は、施策を効果的に推進するため、国、県及び関係機関等との連携を強化し、推進体制の充実に努めるものとする。

(人権施策推進協議会)

第9条 施策の推進に関する重要事項について協議するため、西予市人権施策推進協議会を置く。
(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成二十八年法律第九号

部落差別の解消の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

平成二十五年法律第六十五号

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

目次

第一章 総則（第一条—第五条）

第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（第六条）

第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置（第七条—第十三条）

第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置（第十四条—第二十条）

第五章 雑則（第二十一条—第二十四条）

第六章 罰則（第二十五条・第二十六条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

三 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第七号、第十条及び附則第四条第一項において同じ。）及び地方独立行政法人をいう。

四 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。

イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関

ロ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうちニの政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）

ハ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三条第二項に規定する機関（ホの政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）

ニ 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十

号) 第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条(宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。)の特別の機関で、政令で定めるもの

ホ 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

へ 会計検査院

五 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。

イ 独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。ロにおいて同じ。)

ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人(独立行政法人を除く。)又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの

六 地方独立行政法人 地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人(同法第二十一条第三号に掲げる業務を行うものを除く。)をいう。

七 事業者 商業その他の事業を行う者(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(国民の責務)

第四条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

(社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備)

第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

第六条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向

二 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

三 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

四 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かななければならない。

5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

(国等職員対応要領)

第九条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第三条において「国等職員対応要領」という。）を定めるものとする。

2 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

3 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前二項の規定は、国等職員対応要領の変更について準用する。

(地方公共団体等職員対応要領)

第十条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第四条において「地方公共団体等職員対応要領」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。

5 前三項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。

(事業者のための対応指針)

第十一条 主務大臣は、基本方針に即して、第八条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針（以下「対応指針」という。）を定めるものとする。

2 第九条第二項から第四項までの規定は、対応指針について準用する。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第十二条 主務大臣は、第八条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(事業主による措置に関する特例)

第十三条 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）の定めるところによる。

第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

(啓発活動)

第十五条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第十六条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(障害者差別解消支援地域協議会)

第十七条 国及び地方公共団体の機関であつて、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体

二 学識経験者

三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

(協議会の事務等)

第十八条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

2 関係機関及び前条第二項の構成員（次項において「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第十九条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十条 前三条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

（主務大臣）

第二十一条 この法律における主務大臣は、対応指針の対象となる事業者の事業を所管する大臣又は国家公安委員会とする。

（地方公共団体が処理する事務）

第二十二条 第十二条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

（権限の委任）

第二十三条 この法律の規定により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、その所属の職員に委任することができる。

（政令への委任）

第二十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十五条 第十九条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十六条 第十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次条から附則第六条までの規定は、公布の日から施行する。

(基本方針に関する経過措置)

第二条 政府は、この法律の施行前においても、第六条の規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、内閣総理大臣は、この法律の施行前においても、同条の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた基本方針は、この法律の施行の日において第六条の規定により定められたものとみなす。

(国等職員対応要領に関する経過措置)

第三条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、この法律の施行前においても、第九条の規定の例により、国等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた国等職員対応要領は、この法律の施行の日において第九条の規定により定められたものとみなす。

(地方公共団体等職員対応要領に関する経過措置)

第四条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、この法律の施行前においても、第十条の規定の例により、地方公共団体等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた地方公共団体等職員対応要領は、この法律の施行の日において第十条の規定により定められたものとみなす。

(対応指針に関する経過措置)

第五条 主務大臣は、この法律の施行前においても、第十一条の規定の例により、対応指針を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた対応指針は、この法律の施行の日において第十一条の規定により定められたものとみなす。

(政令への委任)

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、第八条第二項に規定する社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

平成二十八年法律第六十八号

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律

目次

前文

第一章 総則（第一条—第四条）

第二章 基本的施策（第五条—第七条）

附則

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をそのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

（基本理念）

第三条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

第二章 基本的施策

(相談体制の整備)

第五条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

(教育の充実等)

第六条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

(啓発活動等)

第七条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(不当な差別的言動に係る取組についての検討)

2 不当な差別的言動に係る取組については、この法律の施行後における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

平成十一年法律第七十八号

男女共同参画社会基本法

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に

関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
 - 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
 - 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 （平成十一年七月一六日法律第一〇二号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満

了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年一月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日